

平成30年度 介護保険特別会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 地域支援事業費	大事業	4. その他支援事業
項	3. 包括支援事業・任意事業費	中事業	
目	2. 任意事業費	担当所属	高齢者福祉課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
経常	補助	計画	0	0	18,982	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり 基本施策4 高齢者支援の充実 施策3 多様な生活支援サービス提供体制の整備を推進します	平成28年度	-
							平成29年度	-
							平成30年度	-
							平成31年度	-
							平成32年度	-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	21,203	
本年度当初査定額	20,863	24,022

財源内訳	分担金及び負担金	国庫支出金	県支出金	繰入金		その他	一般財源
本年度当初要求額	0	0	0	0		21,203	△21,203
本年度当初査定額	7,210	5,285	2,642	5,726		0	3,159

<事業に関する説明>

(事業の概要) ・夕食の配食サービスの実施、成年後見等開始審判請求の実施など。 ・認知症サポーターの養成と地域の見守り体制の構築を図ります。	(事業の目的) 高齢者等が住み慣れた地域で在宅生活を継続することを支援します。	(事業の効果) 【配食サービス】 ・配食サービスを実施することにより高齢者の食生活の改善及び健康の増進、安否の確認を行うことができます。 【成年後見制度利用支援】 ・利用者の生命、財産が不当な侵害から保護され地域における自立した生活を営むことができます。 【認知症サポーター養成講座等】
(事業実施上の問題点) ふれあい配食サービスの実施にあたり、利用者負担割合等の調査、検討が必要です。 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則の改正(予定)により、また、生活保護受給者・低所得者の増加により、今後助成額の増大が見込まれます。	(前年度からの見直し点) 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則を改正(予定)し、来年度から費用助成対象者を拡大します。	(見積についての特記事項)

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	50	50	0
09	4	4	0
11	287	287	0
12	286	258	28
13	20,293	20,293	0
20	3,102	2,112	990

款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
特定財源	02	01	01	01	01	配食サービス利用料	7,196	7,196	7,196	0
	02	01	01	01	02	成年後見等開始審判請求費用	14	14	11	3
	04	02	02	01	00	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	5,455	5,285	4,958	327
	06	02	02	01	00	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	2,727	2,642	2,479	163
	08	01	03	01	00	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	2,727	2,642	2,479	163
	08	01	03	01	02	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	3,084	3,084	3,084	0
差引一般財源							△21,203	3,159	△20,207	23,366